

半田市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

半田市長 久世 孝宏

半田市規則第二十号

半田市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

半田市国民健康保険税条例施行規則（昭和四十八年半田市規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「九十九万四千円」を「百万九千円」に、「百五十五万円」を「百五十八万円」に、「二百十万六千円」を「二百十五万二千円」に、「二百六十六万二千円」を「二百七十二万三千円」に、「五十五万五千円」を「五十七万二千円」に改める。

別表第六及び別表第七を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の半田市国民健康保険税条例施行規則の規定は、令和七年度以後の年度分の保険税について適用し、令和六年度分までの保険税については、なお従前の例による。